

平成 2 3 年 度

事業計画書

社会福祉法人 大口町社会福祉協議会

事 業 方 針

地域住民同士の関係が希薄になるなか、地域社会のなかでの孤立が目立つようになり、住民による支え合い、見守り等の地域福祉活動への注目や期待が高まってきています。このように地域福祉が本格化する時代のなかであって、その推進の中核である社会福祉協議会の組織・活動のあり方が問われています。

また、社会的問題にもなっている「高齢者の消費者被害」についても、高齢者を標的にした商品は一方向に減らないばかりか手口も巧妙化し、本人の意思能力の有無に関わらず被害に遭われる方が増えています。これらの被害に対し、気軽に立寄れる相談場所や迅速且つ適切な対応が求められています。

このことから、大口町社会福祉協議会では、地域課題に応じたニーズを見極め、行政や専門職の方を始め福祉関係者、地縁組織等と協働して『**あ**んしんして **い**きいきと **ち**いきで **ふ**つうに **く**らせる **し**ゃかい』あ・い・ち・ふ・く・しの実現を目指し、以下の諸事業を推進して参ります。

1. 社協組織の充実と会員の拡大

「地域福祉」とは、高齢になっても障がいをもってもすべての人が、いまままで大切にしてきた家族やつながり、地域との関係の中で暮らし続けていくことができるような地域社会を作っていくことです。
この地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会にとって、事業推進においての自主財源確保は大変重要な役割を占めています。

- (1) 理事会、評議員会を開催し社協組織においての情報の共有を図り、社協組織全体での研修会を開催、地域福祉についての理解を深め事業推進に努める。
- (2) 自主財源確保に努め、相互扶助推進の高揚を図り、会員の確保と拡大を推進し会費の増収に努める。

*会員募集／7月～8月

一般会員 500円・賛助会員 1,000円・法人会員 3,000円

2. 広報・啓発活動

町民の方々に広報やホームページなどさまざまな媒体を通して社協情報を発信していきます。

- (1) 広報「社協だより」を年4回発行し情報提供の充実を図るとともに、「町広報」においても事業の啓発や案内を掲載し情報発信していく。

発行月 4月・7月・10月・1月

- (2) ホームページからにおいて社協事業を公表し、事業の利用及び参加・協力を働きかけていく。
- (3) 視覚障がい者への音訳サークルによるカセットテープ・CDを利用した「声の広報」サービス、点訳サークルによる点訳サービス及びバリアフリー化支援ソフトを使用したホームページから福祉情報を発信する。
- (4) 大口町ふれあいまつりにおいて「ふくしわくわくランド」を開催し、ボランティア団体とともに福祉のPRと啓発に努める。

3. ボランティア活動の強化と拡大

ボランティアの拡大を図るとともに、行政、NPO、市民活動団体等他の機関との連携を図れるようコーディネートしていきます。

- (1) ボランティアサークルの開放を行い、広く町民の方々に活動を周知しボランティア拡大に努める。
- (2) 各種養成講座を開催し、ボランティアの育成やグループの補強及び支援を図る。
- (3) ボランティアセンター運営委員会、ボランティア連絡協議会合同研修を開催し、近隣市町の情報の収集と共有を図りボランティア活動の拡充に努める。
- (4) 「社協だより」にボランティアコーナー「ボランティア情報局」を掲載し、情報を発信する。
- (5) ボランティア登録団体への活動育成費を助成する。
- (6) ボランティア連絡協議会定例会を年6回開催し、情報の発信とボランティア相互の交流及び共通のテーマについての取組みを支援する。
- (7) ボランティア保険の加入及び事故時等の事務手続きを行う。
- (8) ボランティア派遣依頼の調整を行う。

4. 児童福祉

次世代育成としての子育て支援や小中学校での福祉教室、青少年ボランティア福祉体験学習事業を実施することにより、命の大切さや「ともに生きる」力を育くみながら、福祉の課題に気づき、地域社会とのかかわり・交流の中から、地域の一員としての自覚が芽生えるよう事業を推進していきます。

- (1) 町内小中学校と協働し福祉教室（福祉実践教室・総合学習）を実施する。
- (2) 夏休みに親子福祉教室を開催する。
- (3) 子育て支援サークルに支援する。
- (4) おもちゃ病院「おおぐち」の活動を支援する。
- (5) 視覚障がいのある子育て中の保護者に対し、検診等の情報を点訳・音訳し情報の提供を行う。
- (6) 青少年等ボランティア福祉体験学習事業を実施する。
- (7) 赤ちゃん（満1歳未満）を対象に、親子のきずなをより深いものとし、赤ちゃんの健やかな成長を願い絵本をプレゼントする。（保健師訪問時）

5. 高齢者福祉

高齢者にかかる地域課題について専門機関、福祉施設、行政、地域関係者との調整を図りながら解決に向けた取組みを展開していきます。さらに高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことのできる「地域づくり」の推進や要介護者に対する支援事業の拡大に努めていきます。

- (1) 民生委員児童委員、ボランティアの協力で80歳以上の単身高齢者・高齢者世帯を訪問し、おせち料理配布事業を実施する。
- (2) 町内対象者、施設入所者に対し「敬老の日」のお祝い品を贈る。
- (3) 介護者向け情報冊子「介護豆知識」を発行し、対象世帯に配布する。
- (4) 小地域を拠点とする地域サロン活動を訪問し、地域における地域課題に対する話し合いの場を設け、解決方法を検討していく。
- (5) 弁護士による相談日を設ける。
- (6) 認知症高齢者へのサポート事業を検討し計画化していく。
- (7) 大口町高齢者軽度生活支援事業（ホームヘルパー）を受託する。
- (8) 大口町生きがい活動支援通所事業（デイサービス）を受託する。

6. 心身障がい児者福祉

障がいがあってもいきいきと暮らしやすい地域にしていくことを目指し、専門家による相談事業の充実や外出支援、参加型事業の推進に努めていきます。

- (1) 大口町障がい者スポーツ大会運営委員会の企画運営で「障がい者スポーツ大会」を開催する。
- (2) 町在住の重度障がいの方に年1回助成事業を行う。
- (3) 重度身体障がい者日帰り事業を開催し、外出の機会を提供する。
- (4) 大口おもちゃ図書館「さくら」の活動を支援する。
- (5) 障がい者能力活用支援事業を実施する。
- (6) 弁護士による相談日を設ける。
- (7) 大口町障害者等地域生活支援事業（移動支援事業）を受託する。

7. 母子父子福祉

ひとり親家庭対象の事業を実施し、生活課題や問題点について検討、相談事業の充実や教育における貸付事業の周知を図りながら、自立支援できる体制づくりを推進していきます。

- (1) ひとり親家庭夏休み日帰り旅行を開催し、親子のふれあいや親同士の交流の機会を提供する。
- (2) 母子家庭等に対する就業支援として「就業相談日」を月1回設ける。
- (3) 母子寡婦福祉会への活動支援及び会員拡大に努める。
- (4) 小学校、中学校、高等学校等入学のひとり親家庭を対象にお祝いを贈る。
- (5) 母子寡婦福祉資金等貸付制度を紹介し生活を支援する。

8. 福祉関係団体の育成・助成

町内福祉団体や広域福祉団体に対し助成金を交付し事業の推進を図る。

団 体 名	金 額
身体障害者福祉協会	450,000円
心身障害児(者)親の会	110,000円
更生保護女性会	10,000円
遺族会	380,000円
母子寡婦福祉会	80,000円
保護司会	10,000円
しらゆり会大口支部 (尾北地域精神障害者家族会)	10,000円
尾北地域精神障害者家族会	20,000円
尾北地区聴覚障害者福祉協会	10,000円

9. 共同募金

共同募金運動への理解・協力を高めるため、募金の意義についての周知を図り、財源の充実と事業の拡大を進めていきます。

- (1) 大口町共同募金委員会運営委員会を年3回開催し、共同募金事業計画を策定しその推進を図る。
- (2) 共同募金配分金事業の推進と充実を図る。
- (3) 共同募金配分金事業を広くPRをし、協力事業所の拡大と、住民の認識を高める。
- (4) 町内店舗、町民体育祭において協力団体による街頭募金を実施する。
- (5) 災害復興義援金の窓口を設置し募集を行う。

10. 貸付事業

安定した生活を図るために他の資金の借入れが困難な所得の低い世帯や、障がい者・高齢者の方を含む世帯にご利用いただく貸付事業を行います。

さらに、貸付世帯に対する貸付後の訪問や相談支援を行いながら、償還指導を包括的に行います。

- (1) 生活福祉資金貸付制度
生活福祉資金調査委員会による審査後、愛知県社会福祉協議会へ申請する。
 - *総合支援資金
 - *教育支援資金
 - *不動産担保型生活資金
 - *福祉資金
- (2) 県くらし資金（愛知県社会福祉協議会 原資 200,000円）
- (3) 町くらし資金（大口町社会福祉協議会 原資 2,000,000円）
- (4) 緊急一時貸付等

11. 相談事業

専門機関や専門知識を持つ相談員による相談窓口を開設し、日常生活の悩みごとや地域における問題解決のための相談を行います。

(1) 心配ごと相談所

第1 水曜日・第3 水曜日 午前10時から午後3時30分

第2 水曜日 午後1時30分から午後3時30分

県母子自立支援員、県女性相談員、知的障害者相談員、身体障害者相談員

第4 水曜日 午後1時30分から4時30分

高齢者や障がい者についての弁護士による法律相談

(2) 総合福祉相談窓口常設

(3) 日常生活自立支援事業相談窓口常設

12. 貸出事業

町民、行政区、学校、企業などを対象に各種貸出サービスを行います。

目的

地域コミュニティ・日常生活用具・外出支援・福祉教育・団体活動支援

(1) 車椅子

(2) 松葉杖

(3) 福祉車両

(4) 綿菓子機

(5) ポップコーン機

(6) 福祉教材(点字器・高齢者疑似体験セット・ビデオ)

13. 在宅福祉サービス3事業所の経営

介護保険法や障害者自立支援法における介護サービスのほか、独自サービスや行政からの委託事業などを実施し、在宅福祉を支えています。

(1) 大口社協居宅介護支援事業所(介護・介護予防)

(2) 大口社協訪問介護事業所(介護・介護予防・障害者自立支援・独自・委託事業)

(3) 大口社協デイサービスセンター(介護・介護予防・独自・委託事業)

(4) 毎月経営会議を開催し、経営強化に努める。

(5) 介護職員への研修会や勉強会を開催し、スキルアップやサービスの質の向上に努める。

1 4 . 福祉関連事業

- (1) 丹羽郡ふれあいグラウンドゴルフ大会を開催し、高齢者、障がい者、子どもの交流を図り「ささえあい」のこころを育む。
- (2) 福祉関係者を一同に会した「大口町福祉のつどい」を開催し、福祉事業功労の顕彰や講演会等を開催する。
- (3) 点字投票制度への協力を行う。
- (4) その他社会福祉事業に必要な事業を推進する。